

## 吉田町コミュニティ・スクール ディレクター運用要領

## 1 目的

この要領は、吉田町学校運営協議会規則（令和4年吉田町教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営において、その機能の充実を図ることを目的としてコミュニティ・スクールディレクター（以下「CSディレクター」という。）を運用することに関し、必要な事項を定める。

## 2 設置

吉田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置く学校（以下「対象学校」という。）にCSディレクターを置くものとする。

## 3 定数

CSディレクターの数は、1つの協議会に1人を原則とする。ただし、地域の状況により、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

## 4 要件

CSディレクターは、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 対象学校及び地域において社会的信望がある者
- (2) コミュニティ・スクールの推進に熱意と識見を有する者
- (3) 地域と学校の橋渡し役として、統括的な立場で調整等を行える者

## 5 委嘱

CSディレクターは、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。対象学校の校長が推薦する際は、「コミュニティ・スクールディレクター推薦書」（様式第1号）を教育委員会に提出する。

## 6 委嘱期間及び解職

- (1) CSディレクターの委嘱期間は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、CSディレクターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

ア CSディレクターとしてふさわしくない非行を行った場合

イ CSディレクターとしての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用した場合

ウ 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動をした場合

エ 委員が心身の故障のため職務を遂行することができない場合

オ その他解職に相当する事由が認められる場合

## 7 職務

CSディレクターは、教育委員会及び対象学校の校長の監督の下、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の運営に係る事務
- (2) 学校運営上の課題や地域が抱える課題の整理
- (3) 学校と地域の相互交流を活発化させるための支援
- (4) 課題解決のための関係機関との連絡調整
- (5) 協議会に係る情報発信
- (6) その他対象学校の校長が必要と認める職務

## 8 服務

CSディレクターは、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなくてはならない。

- (1) 法令、規則及びこの要領に従い、かつ、対象学校の校長の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) 学校教育やその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

## 9 秘密の保持

CSディレクターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 10 業務時間等

CSディレクターの業務時間等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 業務時間は、年間450時間以内とする。業務時間の割り振りは、対象学校の校長が定める。
- (2) 報償費は、1時間当たり1,050円とする。
- (3) 公務災害補償の適用は、静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償条例（平成18年組合告示第283号）の定めるところによる。

## 11 実績報告

- (1) CSディレクターは、業務終了後、「コミュニティ・スクールディレクター業務実績簿」（様式第2号）に業務月日、業務時間、業務時間数、業務内容を記入し、対象学校の校長に提出する。
- (2) 対象学校の校長は、毎月5日までに、提出された前月分の「コミュニティ・スクールディレクター業務実績簿」（様式第2号）を教育委員会へ提出する。
- (3) 教育委員会は、CSディレクターに対して、取組の実施状況及び協議

会の会議の議事録について報告を求めることができる。

12 委任

この要領に定めるもののほか、CSディレクターに関し必要な事項は、別に教育長が定める。

13 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。